

令和3年3月18日

経済再生担当
全世代型社会保障改革担当
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
西村 康稔 殿

行政改革担当
国家公務員制度担当
内閣府特命担当大臣（規制改革）
河野 太郎 殿

厚生労働大臣
田村 憲久 殿

経済産業大臣
梶山 弘志 殿

埼玉県知事
大野 元裕
千葉県知事
森田 健作
東京都知事
小池 百合子
神奈川県知事
黒岩 祐治

新型コロナウイルス感染症対策に関する要望について

一都三県はこれまで、新型コロナウイルス感染症の拡大を食い止めるため、県民・都民の方々の協力も得ながら各種対策を全力で講じてきた。

今般、一都三県に対する緊急事態宣言の解除が決定されたが、感染力が強いとされる変異株のクラスターが発生し、国内初の死者も確認されるなど、まだ予断を許さない状況にあり、ここで対策を緩めれば一気にリバウンドにつながる懸念される。また、ワクチン接種が開始されたものの、国民全体に行き渡る見通しは立っておらず、リバウンドを何としても防ぐためには、一都三県と国がこれまで以上に緊密に連携しながら、感染対策に取り組んでいく必要がある。

そこで、これまでに要望してきた事項に加え、以下の事項について特段の措置を早急に講じられるよう、要望する。

要 望

1. 新型コロナウイルスワクチンの接種について

- (1) 新型コロナウイルスワクチンの接種が、国民、地方自治体及び関係者の理解と協力を得て円滑に進められるよう、ワクチンの有効性・安全性、接種の社会的意義、医療従事者等向けの先行接種・優先接種、高齢者等の住民向け接種の実施状況及び今後の見通し等について、広く周知・広報を行うこと。
- (2) 副反応の発生に関する情報については、疑い例も含めて速やかに接種施設、都道府県及び区市町村に還元すること。特に、重篤な症状を呈した例については、症状、接種からの時間、被接種者の既往歴、基礎疾患その他の情報、転帰等について迅速に情報提供を行うこと。
- (3) 医療従事者等に対する優先接種に際しては、当初の予定より百万人増加することとなった優先接種対象者への適切な対応も含め、ワクチンの供給量を十分に確保するとともに、対象者全てが2回分の接種可能な量を出荷するとしている時期までの、詳細な供給スケジュールを示すこと。さらに、今後の医療従事者等向け優先接種に係るワクチンの配分については、医療従事者数のみによる割当てではなく、最前線で対策に当たる従事者の安全と医療提供体制の確保に十分配慮し、陽性者数や入院患者数、受入病床の確保数等を勘案すること。

- (4) 4月から開始となる高齢者への優先接種に際しては、ワクチン及び必要な資器材の供給量を十分に確保すること。また、ワクチンの詳細な配分量及び配分時期を速やかに示すこと。
- (5) 現在、キャンセルの生じた枠で接種を受けられるのは、その時点で接種券の送付を受けている方とされ、それでもなお、ワクチンの余剰が生じる場合には、その取扱いを各自治体において検討することとされている。地域の事情や現場の判断により、ワクチンを極力無駄なく使用できるよう、接種券の送付を受けていない方への取扱いを国の対応指針として明示すること。
- (6) ワクチン供給・管理の仕組みやシステムは、本来、現場の実務の円滑化や支援を目指すべきものであり、接種施設の現場ニーズを十分に考慮して方針を修正し、一定の条件の下に施設類型の変更を認めること。また、地域の実情に応じたDF設置等の接種環境の整備を支援すること。

2. 変異株への対応について

- (1) 変異株のスクリーニング検査の実施比率を増加するにあたっては、民間の検査機関・大学等を十分活用するとともに、技術的・財政的な支援を行うこと。また、変異株陽性と判明した際には各自治体に情報を共有するよう、各検査機関等へ周知・徹底すること。

3. 感染拡大防止協力金について

- (1) 協力金について、国は事業規模に応じて支給額に差を設けることができることとしているが、事業の規模を表す指標は示していない。地方自治体間で異なる制度とならないよう、国の責任で制度を構築すること。
- (2) 宣言解除後の時短要請に伴う協力金の財源を4月以降も継続して措置すること。また、協力金は、臨時交付金の地方単独事業分を活用せざるを得ず、その結果、臨時交付金（の地方単独事業分）を他の中小企業の感染症対策や経済の回復に向けた支援等の財源として十分に活用することができないため、国において地方単独事業分とは別に実質的に全額国費で負担すること。
- (3) 緊急事態措置区域から除外された都県及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域とされた都県における協力金の支給対象区域は、都県内全域とすることを含め都県の意向を尊重すること。

4. 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金について

- (1) 高齢者施設の従事者等に対するPCR検査等について、クラスター防止の観点からも、4月以降の実施分について、国において全額財政措置をすること。
- (2) 変異株のサーベイランス体制の充実を図る必要があるため、変異株PCR検査の費用について、国において全額財政措置をすること。

5. まん延防止等重点措置について

- (1) 緊急事態宣言を発出する際の日安は、ステージIV相当とされているが、まん延防止等重点措置に関しては示されていない。特措法改正時の附帯決議では「ステージ I からIV、6つの指標及び日安との関係などを含め、あらかじめ客観的基準を示すこと」とされており、具体的な基準や行うべき措置の内容などについて示すこと。

6. 国民健康保険等の被保険者に対する支援について

- (1) 令和2年度に実施した「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険料（税）減免に対する財政支援」、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料の減免に対する財政支援」を令和2年度に引き続き、令和3年度も全額、国による財政支援を継続すること。

7. 診療・検査医療機関について

- (1) 地域の診療・検査体制を支えている診療・検査医療機関の発熱患者への対応による負担は4月以降も続くにも関わらず、国からの支援は、三次補正予算における「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」のみであり、既に支給を受けた医療機関にとっては支援がなくなる状況である。緊急事態宣言解除後のリバウンドや変異株による陽性者数の増加に備え、適切な診療・検査体制を確保するた

めにも継続して体制確保のための支援を行うとともに、検査に係る経費の実勢価格等を踏まえた適切な診療報酬とすること。